

# 町職員の給与と職員数を公開します

☎ 総務課 ☎84-0310

ここに掲載しているもののほか人事行政運営などの状況を町ホームページで公表しますのでご覧ください。  
 (HP) <http://www.town.kaisei.kanagawa.jp>

## 給与の支給状況

### ●特別職の報酬などの状況

区分	給与・報酬の月額 (平成26年4月1日現在)	期末手当の年間支給割合 (平成25年度実績)
町長	750,000円	2.95月分 ※ただし、6・12月支給額において町長10% 副町長5%、教育長3%を減額しています。
副町長	637,000円	
議長	370,000円	3.70月分 ※ただし、12月支給額において議長10%、 副議長5%、議員3%を減額しています。
副議長	290,000円	
議員	260,000円	

### ●平均給料月額および平均年齢 (平成26年4月1日現在)

区分	月額	年齢
一般行政職	306,300円	39.6歳
技能労務職	245,600円	53.7歳

### ●一般行政職の経験年数別給料月額 (平成26年4月1日現在)

区分	経験10年	経験15年	経験20年	区分	経験10年	経験15年	経験20年
大学卒	260,100円	312,100円	351,600円	高校卒	215,400円	260,100円	312,100円

### ●一般行政職の初任給など

区分	決定初任給	採用2年経過日 給料額
大学卒	172,200円	185,800円
高校卒	140,100円	149,800円

### ●職員数の状況

区分	平成25年	平成26年	増減数
一般行政 (議会・総務・企画など)	75人	77人	2人
特別行政 (教育委員会)	28人	29人	1人
公営企業等 (上下水道・国保・介護)	11人	12人	1人
合計	114人	118人	4人

(各年4月1日現在)

### ●一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
職名	主事	主事	主事	主査	副主幹	主幹	課長	部長	
職員数	3人	18人	22人	14人	8人	24人	15人	6人	110人
構成比率	2.7%	16.4%	20.0%	12.7%	7.3%	21.8%	13.6%	5.5%	100%

※開成町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

## 給与の種類

### ■毎月決まって支給されるもの

区分	内容	
給料	職種や勤務に応じた給料表に定める額	
地域手当	給料・扶養手当・管理職手当の合計額の3%	
扶養手当	配偶者がある場合 (月額)	
	配偶者	13,000円
	配偶者以外の扶養親族 (1人につき)	6,500円
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
住居手当	特定期間にある子1人に対する加算額	5,000円
	自己所有住宅居住者	新築又は購入後5年間 7,000円 6年目以降 5,000円
	賃貸住宅居住者	支給限度額 27,000円
通勤手当	定期券利用の場合、その定期券の期間ごとに支給	
	交通機関利用者	運賃等相当額限度額 55,000円
管理職手当	交通用具利用者	片道2km以上から支給 2,000円～
	管理職の職責に応じて給料の12%～13%を支給	

### ■勤務した実績に応じて支給されるもの

区分	内容
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当
特殊勤務手当	危険・困難・健康によくない業務などに従事したときに支給される手当 (町税等徴収手当・有害毒物薬物取扱手当など)

### ■その他

区分	内容		
期末勤勉手当	民間企業のボーナスに相当する手当 年間3.95月分		
退職手当	区分	自己都合支給率	定年支給率
	勤続20年	21.62か月	27.025か月
	勤続25年	30.82か月	36.57か月
	勤続35年	43.70か月	52.44か月
	最高限度額	52.44か月	52.44か月
※支給率は、県内3市14町村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。			

## 12月1日(月)新しい公園・緑道を供用開始

### 「豊かな水と緑あふれる水の郷」

街づくり推進課 ☎84-0321



みなみ中央公園



鳥見行公園

開成町南部地域における南部地区土地区画整理事業の完了が見込まれるなか、区画整理組合から町へ既に整備完了した公園などの移管を受けました。  
 12月1日(月)から、町は移管を受けた5箇所の公園、5路線の緑道について、供用を開始します。  
 公園や緑道は、「水と緑」をコンセプトとしたデザインで、統一した構成とし、名称は地域に親しまれるよう、旧字名などを生かして付けました。公園については、「せせらぎ水路」を設けたシンボリックな景観や、中央に浮島をイメージした築山などの公園が整備されました。  
 また、緑道については、歩行者のネットワークにより回遊性がありますので、是非ウォーキングコースに組み込んでいただくなどして、南部地域の新しい街並みをご覧になってはいかがでしょうか。

## 軽自動車税の税率が変わります

平成26年度の地方税法の一部改正により、平成27年度課税分から軽自動車税の税率が変わります。原付、バイクなどは一律で税額が引き上げられますが、三輪・四輪の軽自動車は年式によって税率が異なりますのでご注意ください。

税務窓口課 ☎84-0313

### ■原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車

車種区分	現行	新しい税率 (平成27年度課税から)
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車 (250cc超)	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他 (フォークリフトなど)	5,900円

※登録年月に関わらず、一律に平成27年度課税から新しい税率が適用されます。

### ■三輪・四輪の軽自動車

車種区分	①現行どおりの税率		②新しい税率		③重課税率 ※平成28年度課税から適用	
	平成27年3月31日までに新車新規登録した車 (同表③重課税率に該当しない車)		平成27年4月1日以後に新車新規登録した車		新車新規登録してから13年経過した車 (平成28年度は平成14年車まで相当)	
三輪	3,100円		3,900円		4,600円	
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	

※軽自動車税は、その年の4月1日に開成町に登録のある所有者等に対して課税されます。そのため、平成27年4月1日に最初の新規検査を受け、かつ町に登録のある三輪・四輪の軽自動車は、平成27年度から新しい税率にて課税されます。  
 ※三輪・四輪車は、最初の新規検査を受けた年月 (自動車検査証に記載されている「初度検査年月」) によって異なる税率が適用されます。  
 ※自動車環境へ与える影響を考慮し、平成28年度より最初の新規検査を受けてから13年経過した三輪・四輪の軽自動車 (電気自動車など除く) は重課税率が適用されます。  
 ※最初の新規検査を受けた年月は、自動車検査証の「初度検査年月」でご確認ください。